



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*7 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) 1

○ 告示

217 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 2

218 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 2

219 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 3

220 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農業農村整備課) 3

221 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 7

222 平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 7

223 仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 9

224 情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (") 13

225 和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (") 16

○ 公告

入札公告 (警察本部) 18

" (") 22

" (") 25

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付対象等) 第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加</p>	<p>(貸付対象等) 第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加</p>

工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことこの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成31年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び措置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

(貸付けの申請)

第8条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

(1) 略

(2) 経営等改善資金の貸付け又は青年漁業者等養成確保資金のうち漁業経営開始資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、収支計画書(別記第3号様式)

(3) 略

2～4 略

工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことこの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成31年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び措置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

(貸付けの申請)

第8条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

(1) 略

(2) 青年漁業者等養成確保資金のうち漁業経営開始資金の貸付けを受けようとする場合にあっては収支計画書(別記第3号様式)

(3) 略

2～4 略

別表中「1台につき 70万円」を「1台につき 500万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第217号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051800088	多機能型福祉事業所つくしの里	岩出市中迫665	放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼字八ツ井486-1	平成31.4.1

和歌山県告示第218号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3051800 161	児童発達支援センターNeuvola Lots	岩出市金池115-1	児童発達支援	特定非営利活動法人ロッツ	岩出市東坂本69-1	平成 31.3.1
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン貴志川ショッピングセンター
和歌山県紀の川市貴志川町神戸字野手218
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第1137号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成31年3月12日から同年4月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成31年2月21日付けで地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、その旨を公告する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 (実測) ㎡	特に減ずる地積 ㎡	摘要
紀の川市	東野	嬉谷	485	田	田	1,079	14	
紀の川市	東野	宮山	425-1	畑	畑	359	5	
紀の川市	東野	宮山	427-1	田	田	1,148	15	
紀の川市	東野	宮山	431	畑	畑	231	3	
紀の川市	東野	宮山	432-1	田	田	1,161	15	
紀の川市	東野	宮山	432-2	田	田	674	9	
紀の川市	東野	宮山	714-4	畑	畑	258	3	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	422-2	畑	畑	2,092	27	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	423-1	畑	畑	359	5	
紀の川市	下丹生谷	南岡	655-1	畑	畑	1,262	17	

紀の川市	東野	嬉谷	455	畑	畑	304	4	
紀の川市	東野	嬉谷	456	畑	畑	2,306	29	
紀の川市	東野	嬉谷	457	畑	畑	491	6	
紀の川市	東野	嬉谷	473	畑	畑	122	1	
紀の川市	東野	嬉谷	475	畑	畑	1,685	22	
紀の川市	東野	陽山	494-1	畑	畑	3,018	39	
紀の川市	下丹生谷	西筋	232	畑	畑	170	2	
紀の川市	下丹生谷	西筋	233-2	畑	畑	82	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	233-1	畑	畑	1,146	15	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	428	畑	畑	1,656	21	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	396-8	畑	畑	3,893	51	
紀の川市	粉河	大平	3638-1	畑	畑	1,331	17	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	396-1	畑	畑	4,965	64	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	441	畑	畑	265	4	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	471	畑	畑	1,194	15	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	473	畑	畑	847	11	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	474-2	畑	畑	186	2	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	474-3	畑	畑	1,698	22	
紀の川市	東野	嬉谷	492	田	田	865	11	
紀の川市	下丹生谷	西筋	274-2	畑	畑	183	2	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	396-6	畑	畑	336	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	426-1	畑	畑	936	12	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	449	畑	畑	338	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	453	畑	畑	620	8	
紀の川市	東野	陽山	493-1	畑	畑	521	7	
紀の川市	東野	陽山	493-7	田	田	1,015	13	
紀の川市	東野	大平	687-1	田	田	350	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	362-1	畑	畑	714	9	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	362-2	畑	畑	2,227	29	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	425-1	畑	畑	1,627	21	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	411-1	畑	畑	3,404	44	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	412-2	畑	畑	1,445	19	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	401-1	畑	畑	353	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	401-2	畑	畑	657	8	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	402-1	畑	畑	855	11	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	421-1	畑	畑	622	8	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	349-6	畑	畑	323	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	350-1	畑	畑	565	8	
紀の川市	東野	宮山	439-3	畑	畑	1,065	14	
紀の川市	東野	嬉谷	458	田	田	2,948	38	
紀の川市	東野	嬉谷	459	田	田	394	5	

紀の川市	東野	嬉谷	464	畑	畑	81	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	442-3	畑	畑	2,506	32	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	444-1	畑	畑	672	8	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	445-1	畑	畑	301	4	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	445-2	畑	畑	200	2	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	446-1	畑	畑	332	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	455-1	畑	畑	3,431	45	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	394-1	畑	畑	3,338	43	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	450-1	田	田	1,981	26	
紀の川市	東野	宮山	439-1	畑	畑	404	5	
紀の川市	東野	宮山	439-2	畑	畑	1,453	19	
紀の川市	東野	宮山	449-2	田	田	49	1	
紀の川市	東野	宮山	450-2	田	田	101	1	
紀の川市	東野	嬉谷	491-1	田	田	1,291	17	
紀の川市	下丹生谷	西筋	231-2	山林	山林	142	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	344-1	畑	畑	2,626	34	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	344-3	畑	畑	436	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	403-1	畑	畑	374	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	403-2	畑	畑	116	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	404-1	畑	畑	892	11	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	404-2	畑	畑	906	12	
紀の川市	東野	嬉谷	481	田	田	567	8	
紀の川市	下丹生谷	西筋	203-1	畑	畑	589	8	
紀の川市	下丹生谷	西筋	223-1	山林	山林	277	4	
紀の川市	下丹生谷	南岡	653-2	畑	畑	1,482	19	
紀の川市	下丹生谷	南岡	653-3	山林	山林	117	1	
紀の川市	東野	嬉谷	476	田	田	1,220	16	
紀の川市	東野	嬉谷	466-1	田	田	2,228	29	
紀の川市	東野	嬉谷	470	田	田	430	5	
紀の川市	東野	嬉谷	472	田	田	498	7	
紀の川市	東野	嬉谷	474-1	田	田	1,331	17	
紀の川市	東野	嬉谷	477	田	田	1,197	15	
紀の川市	東野	嬉谷	479-1	田	田	856	11	
紀の川市	下丹生谷	西筋	215	山林	山林	505	7	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	348-1	畑	畑	2,931	38	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	351-1	畑	畑	1,199	16	
紀の川市	下丹生谷	西筋	224-1	山林	山林	528	7	
紀の川市	東野	陽山	493-3	畑	畑	102	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	275	山林	山林	289	4	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	344-2	畑	畑	214	3	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	358	畑	畑	2,198	29	

紀の川市	下丹生谷	下谷田	361-2	山林	山林	422	5	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	349-1	畑	畑	698	9	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	396-10	山林	山林	731	10	
紀の川市	下丹生谷	南岡	654-3	畑	畑	919	12	
紀の川市	下丹生谷	西筋	227-1	山林	山林	176	2	
紀の川市	下丹生谷	西筋	227-2	畑	畑	155	2	
紀の川市	東野	宮山	714-2	畑	畑	435	5	
紀の川市	下丹生谷	西筋	209	畑	畑	952	12	
紀の川市	下丹生谷	西筋	213	山林	山林	408	5	
紀の川市	下丹生谷	西筋	214	畑	畑	653	8	
紀の川市	下丹生谷	西筋	249-1	山林	山林	997	13	
紀の川市	下丹生谷	西筋	261-1	山林	山林	211	3	
紀の川市	下丹生谷	中ノ元	325-1	山林	山林	204	2	
紀の川市	下丹生谷	南岡	655-2	畑	畑	1,402	18	
紀の川市	下丹生谷	南岡	656-1	山林	山林	1,643	21	
紀の川市	下丹生谷	南岡	656-2	山林	山林	95	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	349-5	畑	畑	82	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	349-7	畑	畑	735	10	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	349-10	畑	畑	97	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	389-3	畑	畑	1,739	23	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	465	畑	畑	602	8	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	467-1	畑	畑	194	2	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	467-2	畑	畑	33	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	468-3	畑	畑	1,032	14	
紀の川市	東野	宮山	424	田	田	37	1	
紀の川市	東野	宮山	425-2	畑	畑	527	7	
紀の川市	下丹生谷	西筋	208-1	畑	畑	367	5	
紀の川市	東野	嬉谷	460-6	田	田	696	9	
紀の川市	東野	嬉谷	460-7	田	田	682	9	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	447-1	畑	畑	1,064	14	
紀の川市	下丹生谷	南岡	659	畑	畑	251	3	
紀の川市	東野	嬉谷	489-1	田	田	1,330	17	
紀の川市	東野	嬉谷	486-1	田	田	2,141	28	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	391-1	畑	畑	1,574	20	
紀の川市	下丹生谷	西筋	267-1	畑	畑	1,671	22	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	355-1	畑	畑	831	11	
紀の川市	東野	嬉谷	483-1	田	田	1,708	22	
紀の川市	東野	嬉谷	487	田	田	567	8	
紀の川市	東野	嬉谷	490	田	田	1,421	18	
紀の川市	東野	陽山	493-4	畑	畑	421	5	
紀の川市	東野	陽山	493-6	畑	畑	171	2	

紀の川市	下丹生谷	西筋	235	畑	畑	55	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	251-1	畑	畑	422	5	
紀の川市	下丹生谷	西筋	251-2	畑	畑	75	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	252-1	畑	畑	34	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	272-1	畑	畑	145	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	273-1	畑	畑	414	5	
紀の川市	下丹生谷	西筋	274-1	畑	畑	598	8	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	356	畑	畑	3,268	42	
紀の川市	東野	嬉谷	482-1	田	田	942	12	
紀の川市	東野	陽山	493-2	畑	畑	191	2	
紀の川市	下丹生谷	西筋	229	山林	山林	144	1	
紀の川市	下丹生谷	西筋	261-2	畑	畑	358	5	
紀の川市	下丹生谷	西筋	269-1	畑	畑	934	12	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	347-1	畑	畑	1,654	21	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	353-1	山林	山林	52	1	
紀の川市	下丹生谷	下谷田	353-2	畑	畑	917	12	
紀の川市	下丹生谷	南岡	654-1	畑	畑	1,468	19	
紀の川市	下丹生谷	南岡	654-4	山林	山林	253	3	
							1,795	

和歌山県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第222号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成31年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成31年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成31年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成31年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込みの要件

郵送による受験申込みについては、次の（ア）又は（イ）に該当する者に限り行うことができる。

（ア）過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

（イ）離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

イ 受験申込受付期間及び受験申込方法

（ア）受験申込受付期間：平成31年4月1日（月）から同月15日（月）まで

（イ）受験申込方法：次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの要件

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込受付期間及び時間

（ア）期間 平成31年4月8日（月）から同月15日（月）まで

（イ）時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

ウ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みの要件

受験申込書の受付は、受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

イ 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 一般社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成31年4月18日（木）から同月22日（月）までの午前10時から午後5時まで

(イ) 一般社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成31年4月18日（木）及び同月19日（金）の午前10時から午後5時まで

(ウ) 一般社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市元鍛冶町1-5-6 仮屋建築工房内

b 受付期間 平成31年4月18日（木）及び同月19日（金）の午前10時から午後5時まで

ウ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成29年又は平成30年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成29年若しくは平成30年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成29年若しくは平成30年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成31年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付すること。

エ 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成31年6月14日（金）（予定）に受験有資格者に発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成31年12月5日（木）（予定）。

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成31年8月27日（火）（予定）に、木造建築士は同年9月10日（火）（予定）に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成31年6月12日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センターに対してその旨を申し出ること。

和歌山県告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年3月12日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）仮想化ソフトウェア（VMWare vSphere）を用いた仮想化基盤（vSphere High Availability機能）を有するものに限り、又は再構築した実績を有すること。

（イ）仮想サーバ10台（1台当たりの割当メモリ量は、平均8GB以上とする。）以上を稼働可能である仮想化基盤の構築実績又は再構築実績を有すること。

カ この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器及びストレージ装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していない

もの)

- (エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、仕様等を記載したもの) 及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の (1) のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 2の (1) のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書 (障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の (ア)、(コ) 及び (ス) から (ソ) までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ) の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(シ) の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ) から (ケ) までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員) 及び委任状 (コンソーシアム代表者)
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、

仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年3月12日（火）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日（火）から同月29日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年3月15日（金）午後1時15分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年3月12日（火）から同年4月3日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成31年4月3日（水）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成31年4月12日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあ

っては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年4月22日（月）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成31年4月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務

(2) 調達役務の仕様等

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年3月12日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）LANに接続する端末装置を設定し、かつ、設置した実績を有すること。

（イ）25台以上の端末装置を設定し、かつ、設置した実績を有すること。

カ この入札に係るシステム用端末装置等賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）端末装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、貸貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類についてはシステム用端末装置等貸貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年3月12日(火)から同月28日(木)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日(火)から同月29日(金)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年3月15日（金）午後2時15分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成31年3月12日（火）から同年4月3日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成31年4月3日（水）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成31年4月12日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成31年4月22日（月）午後5時までに書面により求められることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成31年4月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務

(2) 調達役務の仕様等

遺失物管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年3月12日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)及び(ウ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 冗長化構成(クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成をいう。)された24時間365日運用のWEBアプリケーションシステムを構築又は更新した実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

(ウ) (ア)に掲げる業務について、15拠点以上から接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

カ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

ク 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 仕様書に準拠するホスティングサーバのハードウェア及びソフトウェア構成の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。

なお、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付し、その内容を明らかにすること。

サ 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

シ 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

ス 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

(イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクの申請書類に代えることができる。

(3) (1)に掲げるア、イ、カ、ク、ケ及びサからスまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年3月12日（火）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日（火）から同月29日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年3月15日（金）午後3時15分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年3月12日（火）から同年4月3日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成31年4月3日（水）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成31年4月12日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成31年4月22日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成31年4月24日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成36年度（2024年度）まで

(2) 調達役務の名称及び数量

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 仮想化実行基盤更新委託業務

契約日から平成32年（2020年）3月31日までの間

イ 仮想化実行基盤機器賃貸借業務

平成31年（2019年）10月1日から平成36年（2024年）9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成31年和歌山県告示第223号に規定する仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成31年3月12日（火）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日（火）から同月29日（金）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年3月15日（金）午後1時15分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成31年4月25日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年4月24日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Virtualization Server Infrastructure of Wakayama Prefectural Police Information System, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 25 April 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 24 April 2019)

- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120

入札公告

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成36年度（2024年度）まで

(2) 調達役務の名称及び数量

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務 一式

(3) 履行期間

ア 情報管理システム用端末装置等更新委託業務

契約日から平成32年（2020年）3月31日までの間

イ 情報管理システム用端末装置等賃貸借業務

平成32年（2020年）1月1日から平成36年（2024年）12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成31年和歌山県告示第224号に規定する情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成31年3月12日（火）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日（火）から同月29日（金）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時
平成31年3月15日（金）午後2時15分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8
- イ 入札日時
平成31年4月25日（木）午前11時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年4月24日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and Lease of terminals for Wakayama Prefectural Police Information Management System and other systems

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 25 April 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 24 April 2019)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

入札公告

和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成36年度（2024年度）まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察遺失物管理システム更新委託期間

契約日から平成32年（2020年）3月31日までの間

イ ホスティングサーバ使用環境提供期間

平成31年（2019年）12月1日から平成36年（2024年）11月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

遺失物管理システム更新委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成31年和歌山県告示第225号に規定する和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成31年3月12日（火）から同月28日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年3月12日（火）から同月29日（金）までの間に会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年3月15日（金）午後3時15分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成31年4月25日（木）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年4月24日（水）午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希

望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and Reconstruction of Wakayama Prefectural Police Lost Article Management Syetem

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Thursday 25 April 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 24 April 2019)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120